

会 議 録

会議名	令和7年度 第7回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局 (担当課)	児童青少年課
開催日時	令和7年11月25日(火) 19時00分～20時00分
開催場所	第二庁舎801会議室及び一部オンライン会議
出席者	委員 平岡委員長、川副副委員長、田中委員、美川委員、伊東委員、鈴木委員、大庭委員、矢野委員、加藤委員、藤崎委員
	事務局 野村学童保育係長、須田学童保育係主任、中山主査、鈴木主査、楠本主任、大島主任
欠席者	堤委員
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 学級閉鎖の対応について(今後の取り扱いについて)</p> <p>(2) こども性暴力防止法の取り組みについて(今後の方向性について)</p> <p>(3) その他(民設民営学童保育所の進捗、ポスティングについて)</p> <p>3 閉会</p>
配布資料	
議事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 学級閉鎖の対応について(今後の取り扱いについて)</p> <p>(市)</p> <p>前回、近隣7市のうち3市について、学級閉鎖時は例外なく学童保育所が受け入れを行っていないという説明をした。預かりが必要な場合に別の受け皿があるか、市から確認をしていただきたいとのことだった。電話にて聞き取り調査をした結果、3市ともファミリーサポート事業を紹介しているのみとの回答だった。それ以上の問い合わせは入っていない状況である。</p> <p>(学)</p> <p>ファミリーサポート事業とはどういうものか。</p> <p>(市)</p> <p>ファミリーサポート事業は事前登録制で、サポートしてほしい人とサポートできる人をつなぐマッチングサービスのようなものである。ただし、サポートできる人は有償ボランティアのため、使えるときに必ず使えるとは限らない。あくまでもマッチングの状況次第である。</p>

(学)
他4市についてはどうか。

(市)
現在の小金井市の運用と同様である。前回以降、かなり切迫した状況であり、もう一度改めてご理解を求めたい。

(学)
感染拡大を防ぐという目的について、保護者からも協力するという声が多くあることから、現場と保護者の意見は合意できていると思っている。
ただし、どうしても保育を必要とする家庭があるため、現実的にどのようにフォローしていくかという点について話したい。

さわらび学童では10月下旬に学級閉鎖・学年閉鎖があった。学級閉鎖等になった対象児童119名のうち14名が、感染の可能性があるにもかかわらず登所していた。約1割強である。例えば、市内の小学校で大規模な学級閉鎖が発生し、保育を必要とする児童が100人程度出てくると想定すると、その受け皿をいかに作ることができるかという可能性を前向きに検討できないか。

(市)
前回、「原則は登所を控えること」というルールの周知徹底が必要ではないかという意見があった。ルールの周知については、新年度が始まるときや感染症の流行が多いシーズンに行っているが、市としてもルールの周知徹底について、より努力することができるかと認識している。そして、保護者の皆様に対しては、より一層のご協力をお願いしたい。

また、別の受け皿については、他市と同様にファミリーサポート事業を提案したい。

(学)
「就労のためにやむを得ず保育を希望する場合」という記載だと、保護者の都合で解釈できる内容になっていると考えるため、もう一步踏み込んだ縛りを設けるのはいかがか。また、学級閉鎖時のメールの送り方も工夫できるのではないか。

(市)
ご提案のとおり、記載やメール配信の方法についても再度検討したい。

(2) こども性暴力防止法の取り組みについて（今後の方向性について）

(学)
日本版DBSが運用開始予定である。小学校は義務対象施設だが、学

童保育所は義務対象施設ではないと聞いている。そのため、性犯罪歴のある方が学童保育所に流れてくるのではという懸念がある。職員の採用時に誓約書を書かせるなどの対応が抑止力になると聞いているが、今後の採用方針を伺いたい。

(市)

まず概要をお伝えする。子どもを性暴力から守ることを目的として、2024年6月に子ども性暴力防止法が成立し、2026年12月25日に施行予定である。特定の性犯罪前歴がある人を子どもと接する職務に就かせないための前科確認制度であり、日本版DBSといわれている。目的は、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と体を守るために安全な環境を提供すること。対象は、子どもと関わる仕事やサービスを提供する職業であり、例としては学校設置者等における教員・保育士、民間保育従事者、塾講師、放課後児童支援員などである。新しく職業に就く際、また更新時などに過去の性犯罪歴の有無を自治体や国などが確認するという仕組みである。性犯罪歴が確認された場合は、性暴力の恐れがあるとの判断のもと、子どもに接する業務に就かせないことがある。

現在、市の人事担当部署において、当該法律の義務対象となる施設における職員採用についての具体的な対応の検討をしているところである。学童保育所については、義務対象施設ではないが、他市の動向に注視しつつ人事担当部署とも連携を図っている。また、法整備を行っている中で対応できることとして、職員研修内容の充実や実施に取り組むことや、採用面接の際に面接を受ける方に当該法律についての見解や子どもへの対応方法などを伺う中で認識を見極められるように工夫するなどがある。現状として、できることから行っていきたいと考えている。

(学)

今後、市の方針が明確になった場合、民営学童についても同様の対応を行うという認識でよいか。

(市)

公設ではない民営学童については、実施主体である運営事業者が国の認定機関となるかどうかを決める。まずは自治体が義務対象施設から整理していく流れになるが、国の正式なルールやガイドラインに基づいて人事当局と調整を行っている。市として、実施事業者に対して手続きの案内や声掛けをして認定機関になるように促すよう対応していこうと考えている。

(3) その他 (民設民営学童保育所の進捗、ポスティングについて)

(市)

民設民営学童保育所の進捗について、学保連から「新たな民設民営学童保育所の運営会社として決定した株式会社 明日葉様は東京都の認証

学童クラブ事業に申請済みか」というご質問があった。令和8年4月開所予定の運営事業者における認証学童クラブ事業への申請については、今後、認証学童クラブ事業の募集があるため、申請を行う準備をしている状況である。

また、入所申請の受付状況は38名であり、40名の定員に達しなかったため再度募集をしているところである。12月から1月にかけて内装工事を実施予定で、2月上旬に入所決定という日程で準備をしている。

(市)

父母会に関係するチラシ等のポスティングについて、父母会未加入世帯へはポスティングを控えていただくよう再度願います。

(学)

メガロス東小金井学童クラブについて、民設民営学童保育所の設置を開始する際、運営協議会では公設学童と同等のサービスが受けられるという説明があった。今回のプール事故は運営事業者の自主事業か。学童保育中でもその自主事業を行うことができたのか。また、自主事業の許可に関する判断はどのように行っているか伺いたい。

(市)

今回のプール事故は所外保育の扱いである。所外保育については、実施主体が計画を立て、安全性の確認等を行い実施するものである。「公設学童と同等のサービスが受けられるという説明」については、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を国や市の基準に則って実施しているという意味で同じであるということ。

なお、自主事業も認めており、すでに7時15分からの早朝保育や20時までの延長保育を実施している学童もある。運営事業者の独自サービスを行う場合には、独自サービスを有償で行う内容の届け出をいただいている。

(学)

運営事業者からの届け出に対して、市は許可を出すという理解でよいか。

(市)

届出の内容については、例えば学童保育中に自主事業を行う場合、学童に通っていない児童は参加することができないため、そのような注意事項を確認している。

(学)

運営事業者の自主事業の届け出に対して市が許可するときに、許可する基準や実施事業の危険性に対する意見など、市の考えがあるのかを伺いたい。

(市)

学童で行う様々な活動ごとに指導員の人数が示されている国の基準などはないが、市に届け出があった際は、事業内容や指導員の体制などの聞き取りは行っている。ただし、基本的には安全に関わる体制は実施主体の運営事業者側が確認し、併せて責任を持つものである。

(学)

安全に関わる体制などについて、市は言及しないということか。

(市)

運営事業者の認識などに明らかに誤りがある場合や気になるところについては助言するが、届け出をもって市が安全を保証するというのではなく、あくまで安全の責任を取るのは実施主体である運営事業者である。

(学)

今回のプール事故は所外保育中ということだが、通常の学童保育中の場合、市が持っている役割はどういうものか。管理監督責任というのがまず思い浮かぶが、その点についてはいかがか。

(市)

民設民営学童保育所や新しく委託した学童保育所については、あくまで任意にはなるが、通常の保育状況を年1回程度見させていただいている。その中で、市の持つ基準や経験、国の運営指針などに基づいて保育が行われているかという視点をもって、注意喚起や改善の余地がある点などを運営事業者にお伝えしている。

現在は回答が難しい点もあるが、これまでの市の確認の視点や方法、体制などのうち不足していたところがあったのかどうか、また、さらにこれからできることは何があるのかという点について、プール事故の検証委員会で検証していただいている状況である。

(学)

民設民営学童保育に対して市が持っている役割はアドバイザーのようなものか。

(市)

児童福祉法に基づく助言や指導ができる立場と認識している。ただし、助言や指導ができる立場ではあるが、まずは運営事業者の保育方針や運営方法を尊重しつつ任意での調査を行い、何か法令違反や指導、指示をしなければいけない状況があった時に法令に基づく立ち入り調査のような段階に進んでいくと考える。市の立場としては、いきなり立ち入り調査権を行使することはないと考えてる。

現在においても、市として保育状況の確認をしているが、新たな視点や舵取りをした方がいいという指摘が検証委員会側からあった場合に

は、しっかりと受け止め、速やかに対応したいと考えている。

(学)

来年度開設予定の民設民営学童保育所について、38名の応募があったとのことである。応募者の学年などについて、可能であれば詳細を伺いたい。

(市)

38名は最新の人数であるため、応募者が36名であった11月12日時点での情報をお伝えする。1年生27人、2年生6人、3年生1人、4年生1人である。

(学)

みどり学童の大規模化も深刻になっている。みどり学童については、来年度の新一年生の人数が少し減るかもしれないという状況か。

(市)

応募者のうち、緑小の児童が概ね6割であるため、お見込みのとおり人数は若干減る可能性がある。

(市)

次回日程 令和7年12月23日(火) 19時から第二庁舎801会議室で開催予定。開催方法に関しては副委員長と調整しつつ、開催していくこととする。

3 閉会

令和7年度第7回小金井市学童保育運営協議会を閉会する。